

コロナ禍での負担を緩和するため

生活困窮者自立支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活困窮世帯へ支援金を、低所得の子育て世帯へ給付金を支給します。 関右記コールセンター

生活困窮者自立支援金

市HP ページ番号 230372



対象者	支給金額・支給期間	問い合わせ先
以下のア～エ全てに該当する人 ア 総合支援資金の再貸付を終了した人や再貸付が8月までに終了する人 など イ 世帯の生計を主として維持している人 ウ 世帯収入の合計額と世帯の金融資産の合計額がそれぞれ右表の基準額以下 エ ハローワークでの相談や応募・面接などの求職活動を実施、または生活保護を申請 ※8人以上世帯の人はお問い合わせください ※生活保護や職業訓練受講給付金を受給している場合は支給対象となりません	単身世帯:6万円/月 2人世帯:8万円/月 3人以上世帯:10万円/月 支給期間はいずれも3カ月 申請方法 所定の申請書を令和3年8月31日(火)までに、右記コールセンター(〒730-0042 中区国泰寺町一丁目8-20 国泰寺信愛ビル6階)に郵送。申請書は市ホームページかコールセンターに電話で	広島市生活困窮者自立支援金コールセンター(開設期間:令和3年11月30日まで) ☎567-5690、☎567-5692 (受付時間:午前9時～午後5時15分(土・日曜日、祝・休日、8月6日を含む。ただし、令和3年9月以降は平日のみ))
世帯(例)	収入基準額(月額・円)	金融資産基準額(円)
単身	12万2000	50万4000
2人	17万6000	78万0000
3人	22万1000	100万0000
4人	26万3000	
5人	30万4000	
6人	35万0000	
7人	39万3000	

子育て世帯生活支援特別給付金

※支給対象である(1)ひとり親世帯分と、(2)ひとり親世帯以外分では、対象者や申請方法などが異なります。ご注意ください
※受け取ることができるのは、原則、(1)(2)いずれか1つの給付金です

種類	対象者	支給金額	申請方法	問い合わせ先
(1) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	以下の①～③のいずれかに該当する人 ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給している人 ②公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない人(児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限る) ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	対象児童1人につき5万円	①の対象者は申請不要 ②、③の対象者は、所定の申請書を令和4年2月28日(月)までに、こども・家庭支援課(〒730-8586 住所不要)へ郵送か区福祉課へ持参。申請書は市ホームページか区福祉課で	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)コールセンター ☎0120-145-577、☎504-2727 (受付時間:午前8時半～午後5時(土・日曜日、祝・休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く)) 市HP ページ番号 220959
(2) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)	以下の①～③のいずれかに該当する人 ①次のア・イ両方に該当する人 ア 令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人 イ 令和3年度分の住民税均等割が非課税の人 ②次のア・イ両方に該当する人 ア 中学校修了後18歳までの子のみを養育する人 イ 令和3年度分の住民税均等割が非課税の人 ③次のア・イ両方に該当する人 ア 上記①アまたは②アのいずれかに該当する人 イ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が令和3年度分の住民税均等割が非課税の人と同じ水準となっている人	対象児童1人につき5万円	①の対象者は申請不要。支給時期などは決まり次第通知 ②、③の対象者は、所定の申請書を令和4年2月28日(月)までに、給付金事務処理センター(〒730-8691 広島中央郵便局 私書箱第5号)へ郵送。申請書は市ホームページか区専用窓口で	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)コールセンター ☎0120-273-100、☎504-2727 9月末まで各区厚生部にも専用窓口を設置 (受付時間:午前8時半～午後5時(土・日曜日、祝・休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く)) 市HP ページ番号 227678

平成30年7月豪雨災害の義援金第6次配分を行います

対象となる人・世帯、配分金額

単位:万円

被害区分	配分金額(A)	第1次(B)	第2次(C)	第3次(D)	第4次(E)	第5次(F)	第6次(G=A-B-C-D-E-F)
人的被害		5	175	50	20	10	5
亡くなられた人行方不明の人	265						
重傷者(災害により受傷し、1カ月以上の治療を要した人)	132.5		85	25	10	5	2.5
住家被害		5	175	50	20	10	5
全壊	265						
半壊(大規模半壊を含む)	132.5						
一部損壊(破損)	53						
床上浸水	26.5		13	5	2	1	0.5

※配分金額から第1次～第5次配分額を差し引いた額が第6次配分額です
※人的被害と住家被害の両方を受けた場合はそれぞれ受け取ることができます

配分方法

①第1次～第5次配分を受けている人
7月12日(月)から第5次配分の振込口座に順次振り込みを行っています。振り込みの通知は行いませんので、通帳記入により確認してください。

②被害区分に該当する人・世帯で、今までに義援金の申請をしていない人
市ホームページを参考に申請手続きをしてください。申請受付からおおむね1カ月後に、指定された銀行などの口座に振り込みます。

市HP ページ番号 169947

関政策企画課(☎504-2014、☎504-2029)



浜田市・邑南町の涼スポットへ

本市と交流事業に取り組んでいる島根県浜田市と邑南町。両市町自慢の、涼しさを感じられるスポットをご紹介します。
関広域都市圏推進課(☎504-2017、☎504-2029)

浜田市



堂床山、オートバイ神社

中国山地と日本海をパノラマで眺めることのできる山頂からの絶景は清涼感抜群。山頂にある日本第1号の「オートバイ神社」は、ライダーの安全祈願、交流の場に。
関浜田市観光協会(☎0855-24-1085、☎0855-24-1081)

邑南町



久喜・大林銀山跡

戦国末期から昭和にかけての歴史を持つ鉱山遺跡。毎月第1日曜日に開催の無料観光ガイドでは、城跡や神社、溶鉱炉建設跡や間歩(坑道)を見学できる。(要問い合わせ)
関邑南町観光協会(☎0855-95-2369、☎0855-95-0209)